

# 入 札 説 明 書

調達件名

新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外55校）

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

件名	校数	予定 契約電力 (kW/月)	予定 使用電力量 R8.7～R9.3 (kWh)	予定 使用電力量 R9.4～R9.6 (kWh)
新潟市立学校で使用する電力の供給 (新津第一小学校 外 55校)	56	5,190	5,964,200	1,734,100

### (2) 供給内容等

別添「電力供給条件仕様書」のとおり

### (3) 履行場所

新潟市立新津第一小学校 外 55校

各学校の所在地は、「電力供給条件仕様書」別紙1のとおり

### (4) 契約期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで(12か月)

なお、本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。

### (5) 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2項により免除する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」の別表に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、同法第31条に規定する納付金が未納で

ある旨の公表がなされた者でないこと。

- (7) 本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、新潟市との電力契約における売買代金等の滞納がないこと。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 令和6年4月1日以降に当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を2つ以上有すること（契約履行中のものを含む）、又は当該業務の履行が可能な者であること。なお、同種の業務の実績とは、契約電力が3,000kW以上の実績のことを指す。
- (10) 事故発生時等に緊急対応可能な体制が整備されていること。

### 3 スケジュール

項目	日程
公告	令和8年 4月 8日（水）
入札参加資格審査申請書受付 (入札参加資格のない者のみ必要)	令和8年 4月 8日（水）から 4月 21日（火）まで
一般競争入札参加申請書受付	令和8年 4月 8日（水）から 令和8年 4月 28日（火）まで
質疑書受付	令和8年 4月 8日（水）から 4月 20日（月）まで
質疑書への回答	令和8年 4月 23日（木）まで
一般競争入札参加資格確認結果通知発送	令和8年 5月 15日（金）まで
入札書郵送受付	令和8年 5月 18日（月）から 5月 25日（月）まで
入札・開札	令和8年 5月 26日（火）
電力供給開始	令和8年 7月 1日（水）

### 4 問い合わせ・書類提出先

郵便番号 951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階

新潟市教育委員会学務課

電話 025-226-3172

FAX 025-226-0042

電子メール [gakumu@city.niigata.lg.jp](mailto:gakumu@city.niigata.lg.jp)

### 5 入札方法

- (1) 入札にあたっては、9か月分の金額（初年度分）で入札に付する。  
入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、様式6の2「契約単価兼積算内訳書」を用いて消費税及び地方消費税を含んだ単価により見積もった年額合計の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約単価兼積算内訳書に示した契約電力に対する基本料金、予定使用電力量に対する電力量料金（7月から9月を「夏季」、それ以外の月を「その他季」とする）の各単価を設定し、同内訳書を用いて月別電気料金を算出（1円未満切り捨て）し、各月別電気料金を合計した年額合計に、110分の100を

乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

- (3) 各単価は、契約電力1kW当たり又は使用電力量1kWh当たりの単価で、消費税及び地方消費税を含むものとし、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとする。
- (4) 月額の基本料の算出には、標準力率との差により料金の割引及び割増を考慮できるものとする。
- (5) 燃料費調整等は別途行うこととし、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮に入れないこと。
- (6) 入札金額算出の基になる契約単価兼積算内訳書は、入札書に同封し提出すること。

## 6 一般競争入札参加申請の提出、結果通知の発送

- (1) 本調達の入札に参加を希望する者は、様式1「一般競争入札参加申請書」、様式2「電力調達契約評価項目等報告書」、様式3「安定供給確約書」、様式4「電力供給実績一覧表」、及び会社概要（設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力（kW）、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により記載するもの。パンフレット可。）を、令和8年4月28日（火）午後5時（必着）までに上記4の場所に、持参又は書留郵便により提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、令和6年4月1日以降、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある者については、様式4「電力供給実績一覧表」の提出を不要とする。
- (2) 一般競争入札参加申請書は、入札を希望する件名ごとに作成すること。なお、参加申請書を複数提出する場合は、様式2、及び会社概要は1部でよいものとする。
- (3) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知は、令和8年5月15日（金）までに発送する。
- (5) 一般競争入札参加申請書の提出後に入札参加を辞退する場合は、様式8「入札辞退届」を提出すること。

## 7 質疑の受付、回答

- (1) 仕様書等について疑義がある場合は、様式5「質疑書」を令和8年4月8日（水）から令和8年4月20日（月）午後5時まで、上記4へファックス又は電子メールにより提出すること。
- (2) 回答は令和8年4月23日（木）までに、提出者及び回答日時点で入札参加申請をした者にファックス又は電子メールで送付するほか、新潟市ホームページで公表する。

## 8 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
  - ア 日時 令和8年5月26日（火）午前10時15分
  - イ 場所 新潟市役所 ふるまち庁舎 3階 301会議室  
（新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階）
- (2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限
  - ア 受領期間 令和8年5月18日（月）から令和8年5月25日（月）まで
  - イ 受領期限 令和8年5月25日（月）午後5時 必着

ウ 提出先 上記4の場所へ提出すること。

エ 郵送方法 書留郵便に限る。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）を熟知の上、入札をしなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式6「入札書」及び様式7「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ 入札金額

エ 履行場所

オ 件名、品質・規格、数量、単価及び金額

- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書と契約単価兼積算内訳書は同じ封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日時、件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（書留郵便に限る）により入札する場合については二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書き、入札書等の入った封筒と、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを外封筒に入れること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。パソコン等により作成し、プリントアウトしたものも可。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (18) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送による入札を行ったものがある場合において、直ちに再度の入札を行うことができない場合は、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。なお、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (19) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。なお、再入札にあたっては入札書のみでも可能とし、入札後速やかに再入札の際の入札書の価格と同額の契約単価兼積算内訳書を提出すること。

## 9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

## 11 契約の停止等

本調達に契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## 12 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

なお、契約保証金の額は契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とする。

## 13 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日から10日以内の間に、別添「契約書（案）」に基づき当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期できるものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、まず、落札者が契約書に記名押印し、これを契約担当に送付し、契約担当は当該契約書案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当が記名押印したときは、当該契約書の1通を落札者に送付するものとする。
- (4) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 本契約は、入札の際に提出される契約単価兼積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。
- (6) 契約期間中における年間の実績使用量が予定量に達しない場合でも料金の精算は行わない。
- (7) 契約担当が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (8) 落札者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を提出すること。
  - ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
  - イ 当該契約の担当者名、組織図及び連絡先ならびに協議窓口の所在地

## 14 契約条項

別添「契約書（案）」による。

## 15 その他

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

## 16 入札参加資格審査申請

本調達の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で本調達の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を、令和8年4月21日（火）午後5時までに下記へ持参又は郵送（必着とし、書留郵便に限る。）すること。

なお、申請書類は新潟市ホームページから取得することができるほか、新潟市財務

部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電 話 025-226-2213

F A X 025-225-3500

ホームページアドレス

[http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku\\_top/index.html](http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/index.html)

(様式1)

## 一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

(押印不要)

下記の入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札参加申請者に必要とされる資格等を確認するための書類を添えて申請します。

なお、入札公告に定める資格を有する者であること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

公 告 年 月 日	令和8年4月8日
公 告 番 号	新潟市契約公告第18号
件 名	

競争入札参加資格者 名簿への登録	<input type="checkbox"/> 登録済 業者コード: _____ <input type="checkbox"/> 申請中	
添 付 書 類	(1) 電力調達契約評価項目等報告書(様式2) (2) 安定供給確約書(様式3) (3) 電力供給実績一覧表(様式4) (4) 会社概要	
連絡先	部署名	
	担当者	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	

注1 本申請書は入札に参加する案件ごとに提出すること。ただし、複数案件分提出する場合、様式2、会社概要は1部でよいものとする。

注2 会社概要は、設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力(kw)、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により作成すること。

注3 令和6年4月1日以降に、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある電気事業者については、添付書類(3)電力供給実績一覧表の提出は不要とする。

注4 「競争入札参加資格者名簿への登録」が「申請中」の場合は、「政府調達(WTO)に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを添付すること。



- 注 1) 1の「数値等」及び「点数」には、別表により算出した値を記載すること。
- 注 2) 2の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」の最新版に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。
- 注 3) 1の合計点数が70点以上、かつ、2の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示した者が、電力調達契約の資格を有するものとする。
- 注 4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。
- 注 5) 3及び4は本市が入札にあたって参考とする情報であり、記載しないことも可能とする。

(様式3)

## 安定供給確約書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

(押印不要)

下記入札において落札者となった場合には、誠意をもって電力の安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡網の他に別の緊急連絡網を確保し、新潟市内を接続供給区域とする一般送配電事業者(東北電力ネットワーク株式会社)及び貴市と速やかに連絡を取り、事態に対応することを確約します。

### 記

公 告 年 月 日	令和8年4月8日
公 告 番 号	新潟市契約公告第18号
件 名	

(様式4)

## 電力供給実績一覧表

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

(押印不要)

新潟市契約公告第18号(令和8年4月8日付)で調達する電力の入札において、一般競争入札参加申請書に添付する書類として、下記の実績があることを申告します。

### 記

契約相手先	契約電力(kW)	契約件名	契約期間

注1 令和6年4月1日以降の実績を記載すること。(契約履行中のものも含む)

注2 契約電力が3,000kW以上の実績を2つ以上記載すること。

注3 自治体の運営する学校等の実績を優先して記載すること。

注4 記載した実績がわかる書類(契約書の写しなど)を添付すること。

(様式5)

## 質 疑 書

令和 年 月 日

郵便番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
(担当者 )  
(電話番号 )  
(FAX番号 )  
(電子メール )

- 1 契約公告番号 新潟市契約公告第18号  
2 調達案件名 新潟市立学校で使用する電力の供給 (新津第一小学校 外 55校)

質 疑 事 項

- 注1 回答は、回答日時点において一般競争入札参加申請した全ての者に、電子メール又はファックスにて回答します。
- 注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合 (入札に必要な事項に限る) のみ提出してください。
- 注3 提出期間を過ぎた場合は受理しません。



# <記載例>

(様式6)

入札説明書に記載されている入札日を  
記入してください

## 入 札 書

令和 ○○年 ○○月 ○○日

(宛先) 新潟市長

社判と代表者印の印影は新潟市競争  
入札参加資格登録の届出使用印とし  
てください

住 所 ○○県○○市○○区○○町

○丁目○○番○○号

氏 名 △△株式会社

代表取締役 ○○ ○○

代表  
者印

委任を受けて入札する場合には、  
受任者名を記入し、押印してください

受 任 者 ○○ ○○

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札  
いたします。

入 札 金 額	金	百	千	円	
	○	○	○	○	○
履 行 場 所	新潟市立○○学校 外○○校				
件 名	品 質・規 格	数 量	単 価	金 額	
新潟市立学校で使用する 電力の供給 (○○学校 外○○校)	仕様書のとおり	一 式	契約単価兼積算内訳書 のとおり		
入札する各件名を記入してください					
摘 要	入札書には、契約単価兼積算内訳書（様式6の2）を添付すること。 入札金額は、契約単価兼積算内訳書の入札金額欄と同額とすること。 (入札金額には、消費税及び地方消費税を含まない)				

入札する件名ごとに記入して  
ください

(様式6の2)

### 契約単価兼積算内訳書

件名：新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外55校)

会社名：

・契約単価  
(税込)

基本料金単価(円)		
夏季電力量料金単価(円)		7月～9月の各月
その他季電力量料金単価(円)		夏季以外の各月

・積算内訳書

期間(月)	区分	基本料金 (円/kW)				電力量料金 (円/kWh)			月別電気料金 (円)
		契約単価 (円/kW・月)	契約電力 (kW)	力率 (100%)	小計 (円)	契約単価 (円)	予定使用電力量 (kWh)	小計 (円)	
		A	B	C	D =A×B×((185-C)/100)	E	F	G=E×F	
令和8年	7月		5,190	100%	0.00		881,300	0.00	0
令和8年	8月		5,190	100%	0.00		435,500	0.00	0
令和8年	9月		5,190	100%	0.00		691,100	0.00	0
令和8年	10月		5,190	100%	0.00		579,000	0.00	0
令和8年	11月		5,190	100%	0.00		609,700	0.00	0
令和8年	12月		5,190	100%	0.00		688,500	0.00	0
令和9年	1月		5,190	100%	0.00		771,000	0.00	0
令和9年	2月		5,190	100%	0.00		710,400	0.00	0
令和9年	3月		5,190	100%	0.00		597,700	0.00	0
合計		-	-	-	-	-	5,964,200	年額合計	0
								入札金額 (年額合計×100/110)	0

- ※1 力率割引・割増計算は、力率を100%として積算する。
- ※2 各単価は消費税を含む内税単価で、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。
- ※3 各月毎の月額計算結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ※4 燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含まないものとする。
- ※5 入札金額は、年額合計を100/110(1円未満切り捨て)とした金額とする。

(様式7)

# 委任状

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名 印

受任者 氏名 印

記

件名

※委任状は、委任する件名ごとに作成してください。

(様式8)

# 入札辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

下記の案件について応募しましたが、辞退いたします。  
なお、本案件の入札に以降参加できないこと、提出書類の返却は行わないことについて、  
異議申立てを行わないことを誓約いたします。

## 記

- 件名
- 契約公告番号 新潟市契約公告第18号
- 辞退理由

---

---

---

## 新潟市電力の調達に係る環境配慮方針

### (目的)

第1条 本方針は、本市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 本方針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

### (対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての機関が、電力を調達する際に適用する。

### (環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組み、地域の再エネの創出・利用の取組み

### (資格の要件)

第5条 次の要件をすべて満たす小売電気事業者が契約資格を有するものとする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（経済産業省「電力の小売営業に関する指針」の最新版に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施）していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 前条に定める環境評価項目について、別表「新潟市環境配慮電力調達評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。

### (評価)

- 第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等及び前条に定める電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況を「電力調達契約評価項目等報告書」（様式1）（以下、「様式1」という。）に記載し、環境部環境政策課へ提出するものとする。
- 2 環境部環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

### (判定結果の通知及び公表)

第7条 環境部環境政策課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当所属の長又は電力調達契約の担当所属の長へ通知するものとする。

2 環境部環境政策課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別表「評価基準」を満たす小売電気事業者をインターネット等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、環境部環境政策課長からの通知又はインターネット等により各小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条の方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(契約結果の通知)

第11条 電力調達発注所属長は、電力契約の結果について、契約終了後、「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力入札・見積合せ結果通知書」(様式2)に次の各号の書類の写しを添えて、環境部環境政策課長に提出するものとする。

(1)電力供給契約書

(2)電力供給契約条項

(3)契約単価兼積算内訳書

(実施結果の公表)

第12条 市長は、毎会計年度の終了後、環境配慮電力調達の契約結果の概要を取りまとめ、公表する。

(適用除外)

第13条 本方針は、温室効果ガス排出量の削減を目的として、調達する電力に占める再生可能エネルギーの割合をあらかじめ決定して行われる電力の調達には適用しない。

附則

(施行期日)

この方針は、平成26年6月10日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

この方針は、令和6年5月1日から施行する。

この方針は、令和7年4月1日から施行する。

この方針は、令和8年4月1日から施行する。

別表

新潟市環境配慮電力調達評価基準

項目	区分	配点
(1) 最新年度の1kWh当たりの二酸化炭素 排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上    0.375 未満	70
	0.375 以上    0.400 未満	65
	0.400 以上    0.425 未満	60
	0.425 以上    0.450 未満	55
	0.450 以上    0.475 未満	50
	0.475 以上    0.500 未満	45
	0.500 以上    0.520 未満	40
(2) (1) と同年度の未利用エネルギーの 活用状況	0.675%以上	10
	0%超            0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) (1) と同年度の再生可能エネルギーの 導入状況	15.0%以上	20
	8.00%以上    15.00%未満	15
	3.00%以上    8.00%未満	10
	0%超          3.00%未満	5
	導入していない	0
(4) 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 み、地域の再エネの創出・利用の取組み	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
合計		105

注1 最新年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（基礎または調整後排出係数）

（単位：kg-CO<sub>2</sub>/kWh）

「最新年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている最新年度の二酸化炭素排出係数。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した排出係数を用いることができるものとする。

なお、調整後排出係数は、事業者別に算定されたものとし、メニュー別排出係数を含まない。

## 注 2 (1) と同年度の未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、(1) と同年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

(1) と同年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh) を (1) と同年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値  
(算定方式)

(1) と同年度の未利用エネルギーの活用状況 (%)

$$= \frac{\text{(1) と同年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{(1) と同年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。) をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号) (以下「再エネ特措法」という。) 第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

③高炉ガス又は副生ガス

3. (1) と同年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

4. (1) と同年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

## 注 3 (1) と同年度の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの  
(算定方式)

$$\text{(1) と同年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量 (送電端 (kWh))

- ② グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付き非FIT非化石証書の量（kWh）
- ⑥ （1）と同年度の供給電力量（需要端(kWh)）

1. 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. （1）と同年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. （1）と同年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. ①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は（1）と同年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

#### 注4 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組み、地域の再エネの創出・利用の取組み

提出時点において、次の①～④のいずれかの取組みを行っている場合に加点する。

- ① 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有している。
- ② 需給ひっ迫時において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し、経済的な優遇装置を実施している。
- ③ 新潟県内において、地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定している。
- ④ 新潟県内に位置する発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定している。

# 電力供給条件仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外 55 校）
- (2) 供給場所 別紙 1 のとおり
- (3) 現行供給者 別紙（参考）R7 現行供給者一覧のとおり
- (4) 業種及び用途 学校

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式等
  - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
  - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
  - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
  - エ 標準周波数 50 ヘルツ
  - オ 受電方式 1 回線受電
- (2) 契約電力及び予定使用電力量等
  - ア 予定契約電力 別紙 3 のとおり  
ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう）
  - イ 予定使用電力量（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月） 別紙 3 のとおり
  - ウ 使用電力量実績（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月） 別紙 2 のとおり
  - エ 最大需要電力・力率実績（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月）別紙 2 のとおり
- (3) 契約期間  
令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで（12 か月）
- (4) 電力量等の検針
  - ア 自動検針装置 有
  - イ 電力会社の検針方法 検針員による検針又は電力需給用複合計器による把握
- (5) 受給地点 別紙 1 のとおり（現受給契約電気事業者との契約に準じる）
- (6) 電気工作物の財産分界点 受給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点 受給地点に同じ
- (8) 検針日 毎月 1 日
- (9) 融雪用電力 無
- (10) 自家発補給電力 無

## 3 料金の算定等

- (1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。
- (2) 各月の料金の算定方法について、基本料金の力率割引又は割増は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件と同様とする。また、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金も、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する条件と同様とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力および最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 各学校の使用電力量の計量など料金の算定上必要な計量器、その付属装置等及び既設設備の改造工事等が必要な場合の費用は、すべて供給者の負担で取り付けること。また、計量器等の稼働により生じる電気料金についても供給者の負担とする。
- (5) 毎月の料金の請求については次のとおりとする。請求書は紙で送付すること。

件名「新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外 55 校）」は、「新津第一小学校 外 52 校分」、「万代高等学校 外 2 校」と校種別に集約して教育委員会学務課に行うこと。
- (6) 請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳書（電力種別、使用電力量、最大電力、力率、契約電力、料金単価、料金等）をひとつの電子データにして添付すること。

なお、電子データの形式は、エクセルか CSV 形式のファイルとし、別紙 1 の順に各校ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は必要により協議する。
- (7) 料金の算定にあたっては、学校ごとに税込金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。
- (8) 各学校が自校の使用電力量の推移等を、Web 上で確認できるなどの情報提供サービスがあること。
- (9) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各学校に通知すること。ただし、上記(8)で確認できる場合は省略も可とする。
- (10) 季節条件等の変動により年間の実績が予定使用電力量を上回る場合にも、同一の単価を適用する。また、予定使用電力量に達しない場合でも、料金の精算は行わない。
- (11) 毎月の契約代金や遅延利息の具体的な取り扱いといった細目的事項について、別途協定書を締結できるものとする。

#### 4 その他

- (1) 工事が必要な場合や事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

(参考)R7現行供給者一覧

新潟市立学校で使用する電力の供給  
(新津第一小学校 外55校)

番号	施設名	現行供給者
1	新津第一小学校	株式会社 まち未来製作所
2	新津第二小学校	株式会社 まち未来製作所
3	新津第三小学校	株式会社 まち未来製作所
4	結小学校	株式会社 まち未来製作所
5	荻川小学校	株式会社 まち未来製作所
6	小合東小学校	株式会社 まち未来製作所
7	金津小学校	株式会社 まち未来製作所
8	阿賀小学校	株式会社 まち未来製作所
9	新聞小学校	株式会社 まち未来製作所
10	小須戸小学校	株式会社 まち未来製作所
11	矢代田小学校	株式会社 まち未来製作所
12	新飯田小学校	株式会社 まち未来製作所
13	茨曾根小学校	株式会社 まち未来製作所
14	庄瀬小学校	株式会社 まち未来製作所
15	小林小学校	株式会社 まち未来製作所
16	白根小学校	株式会社 まち未来製作所
17	臼井小学校	株式会社 まち未来製作所
18	大鷲小学校	株式会社 まち未来製作所
19	根岸小学校	株式会社 まち未来製作所
20	大通小学校	株式会社 まち未来製作所
21	味方小学校	株式会社 まち未来製作所
22	月潟小学校	株式会社 まち未来製作所
23	小針小学校	株式会社 まち未来製作所
24	新通小学校	株式会社 まち未来製作所
25	内野小学校	株式会社 まち未来製作所
26	木山小学校	株式会社 まち未来製作所
27	赤塚小学校	株式会社 まち未来製作所
28	小瀬小学校	株式会社 まち未来製作所
29	笠木小学校	株式会社 まち未来製作所
30	青山小学校	株式会社 まち未来製作所
31	真砂小学校	株式会社 まち未来製作所
32	五十嵐小学校	株式会社 まち未来製作所
33	坂井輪小学校	株式会社 まち未来製作所
34	坂井東小学校	株式会社 まち未来製作所
35	西内野小学校	株式会社 まち未来製作所
36	東青山小学校	株式会社 まち未来製作所
37	大野小学校	株式会社 まち未来製作所
38	黒崎南小学校	株式会社 まち未来製作所
39	山田小学校	株式会社 まち未来製作所
40	立仏小学校	株式会社 まち未来製作所
41	新通つばさ小学校	株式会社 まち未来製作所
42	岩室小学校	株式会社 まち未来製作所
43	和納小学校	株式会社 まち未来製作所
44	曾根小学校	株式会社 まち未来製作所
45	鐘郷小学校	株式会社 まち未来製作所
46	升潟小学校	株式会社 まち未来製作所
47	中之口東小学校	株式会社 まち未来製作所
48	中之口西小学校	株式会社 まち未来製作所
49	越前小学校	株式会社 まち未来製作所
50	松野尾小学校	株式会社 まち未来製作所
51	巻南小学校	株式会社 まち未来製作所
52	漆山小学校	株式会社 まち未来製作所
53	巻北小学校	株式会社 まち未来製作所
54	万代高等学校	株式会社 まち未来製作所
55	明鏡高等学校	株式会社 まち未来製作所
56	高志中等教育学校	株式会社 まち未来製作所

【別紙1】新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外55校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	新津第一小学校	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	新津第二小学校	新潟市秋葉区新町2丁目3番3号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	新津第三小学校	新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	結小学校	新潟市秋葉区結132番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	荻川小学校	新潟市秋葉区車場922番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	小合東小学校	新潟市秋葉区小戸上組234番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	金津小学校	新潟市秋葉区古津88番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	阿賀小学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目1325番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	新関小学校	新潟市秋葉区下新766番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	小須戸小学校	新潟市秋葉区横川浜541番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	矢代田小学校	新潟市秋葉区矢代田5596番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	新飯田小学校	新潟市南区新飯田1791番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	茨曽根小学校	新潟市南区茨曽根1432番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	庄瀬小学校	新潟市南区菱潟新田193番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	小林小学校	新潟市南区浦梨215番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	白根小学校	新潟市南区白根1407番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	臼井小学校	新潟市南区臼井4483番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	大鷲小学校	新潟市南区東笠巻1202番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	根岸小学校	新潟市南区山崎興野2288番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	大通小学校	新潟市南区大通南5丁目5426番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	味方小学校	新潟市南区吉江370番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	月潟小学校	新潟市南区月潟1410番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	小針小学校	新潟市西区小針2丁目36番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	新通小学校	新潟市西区坂井東6丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	内野小学校	新潟市西区内野山手2丁目18番36号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	木山小学校	新潟市西区谷内1886番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	赤塚小学校	新潟市西区赤塚4478番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	小瀬小学校	新潟市西区小瀬637番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外55校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
29	笠木小学校	新潟市西区笠木1695番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	青山小学校	新潟市西区西有明町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	真砂小学校	新潟市西区真砂3丁目24番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	五十嵐小学校	新潟市西区寺尾西4丁目23番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	坂井輪小学校	新潟市西区坂井東1丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	坂井東小学校	新潟市西区坂井東5丁目17番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	西内野小学校	新潟市西区内野上新町308番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	東青山小学校	新潟市西区青山261番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	大野小学校	新潟市西区大野町3140番地乙	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	黒崎南小学校	新潟市西区木場911番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	山田小学校	新潟市西区山田2781番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	立仏小学校	新潟市西区立仏950番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	新通つばさ小学校	新潟市西区大野137番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	岩室小学校	新潟市西蒲区西長島510番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	和納小学校	新潟市西蒲区和納1212番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	曾根小学校	新潟市西蒲区曾根750番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	鎧郷小学校	新潟市西蒲区天竺堂412番地4	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	升潟小学校	新潟市西蒲区升潟2179番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	中之口東小学校	新潟市西蒲区小吉1100番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	中之口西小学校	新潟市西蒲区打越甲244番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	越前小学校	新潟市西蒲区越前浜4670番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	松野尾小学校	新潟市西蒲区松野尾690番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	巻南小学校	新潟市西蒲区堀山新田1301番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	漆山小学校	新潟市西蒲区馬堀4515番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	巻北小学校	新潟市西蒲区竹野町163番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
54	万代高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
55	明鏡高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
56	高志中等教育学校	新潟市中央区高志1丁目15番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

## 【別紙2】新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外55校)

## 使用電力量および最大需要電力の実績値(令和7年1月～令和7年12月)

番号	学番	施設名	月間使用量(kWh)												合計
			令和7年 1月	令和7年 2月	令和7年 3月	令和7年 4月	令和7年 5月	令和7年 6月	令和7年 7月	令和7年 8月	令和7年 9月	令和7年 10月	令和7年 11月	令和7年 12月	
1	1501	新津第一小学校	20,689	19,991	14,731	12,179	10,462	15,864	23,079	10,499	18,041	12,549	14,142	16,941	189,167
2	1502	新津第二小学校	8,614	8,631	7,407	7,379	7,071	7,680	7,757	5,035	8,014	8,674	8,642	8,940	93,844
3	1503	新津第三小学校	12,346	11,720	10,384	9,975	9,679	12,863	11,950	5,771	10,286	9,997	9,999	10,147	124,717
4	1505	結小学校	12,697	12,210	9,795	9,054	9,432	14,241	15,342	5,079	12,360	10,749	10,853	12,644	134,456
5	1506	荻川小学校	14,083	13,779	11,525	11,876	12,570	16,485	15,667	7,321	14,232	14,198	13,889	14,392	160,017
6	1507	小合東小学校	6,102	5,747	5,532	5,372	4,307	6,509	6,329	3,293	4,740	4,757	4,747	6,125	63,560
7	1509	金津小学校	8,822	8,553	7,049	6,432	6,097	9,374	9,895	4,601	7,045	7,388	7,612	8,606	91,474
8	1510	阿賀小学校	20,716	19,349	14,911	13,990	13,788	18,130	22,672	10,706	19,040	15,364	16,004	18,511	203,181
9	1511	新聞小学校	7,847	7,472	6,711	5,949	5,858	8,838	10,100	7,393	6,453	6,687	7,350	7,377	88,035
10	1512	小須戸小学校	14,288	14,309	11,782	7,834	6,581	8,456	12,879	7,626	10,617	7,422	8,817	9,626	120,237
11	1513	矢代田小学校	6,456	6,431	5,727	5,099	5,268	8,468	8,999	3,950	5,788	5,587	5,474	5,985	73,232
12	1601	新飯田小学校	5,151	5,587	5,173	4,473	3,649	6,692	9,294	3,208	6,050	4,070	4,761	5,755	63,863
13	1602	茨曾根小学校	8,129	8,886	7,624	5,827	4,412	8,937	10,644	3,598	6,526	5,396	7,529	8,358	85,866
14	1603	庄瀬小学校	12,267	12,883	9,614	7,559	6,354	8,101	11,348	5,579	7,846	6,895	8,404	10,163	107,013
15	1604	小林小学校	13,445	13,010	9,288	7,132	5,714	7,521	13,110	7,158	9,675	6,330	8,556	11,719	112,658
16	1605	白根小学校	14,312	13,847	12,114	9,818	8,423	15,153	17,443	7,850	11,794	9,915	10,668	12,300	143,637
17	1606	臼井小学校	12,584	12,426	10,883	9,198	7,730	12,232	15,625	6,399	11,521	8,545	8,758	10,549	126,450
18	1607	大鷲小学校	14,471	13,675	11,066	10,154	7,576	12,759	18,988	8,124	13,724	9,168	11,949	13,695	145,349
19	1608	根岸小学校	10,891	10,157	7,674	6,527	6,087	10,179	12,460	3,953	7,998	6,959	8,249	9,966	101,100
20	1609	大通小学校	11,446	11,300	9,387	8,635	8,476	11,491	11,844	5,741	9,778	8,654	9,410	10,572	116,734
21	1610	味方小学校	9,207	8,643	7,245	7,389	7,527	8,112	8,569	6,344	8,940	8,477	8,506	9,270	98,229
22	1611	月湯小学校	17,342	17,226	14,090	14,223	14,146	18,826	20,695	9,220	16,377	15,295	15,057	15,039	187,536
23	1701	小針小学校	18,002	17,160	15,021	14,424	12,896	16,969	18,514	9,643	16,632	15,862	15,934	16,681	187,738
24	1702	新通小学校	20,638	19,849	15,366	14,279	13,778	17,586	19,318	8,825	15,819	15,166	16,106	16,771	193,501
25	1703	内野小学校	23,921	23,512	20,555	17,518	17,525	19,970	23,774	16,334	21,385	19,537	20,115	21,954	246,100
26	1704	木山小学校	8,659	8,848	6,828	6,303	6,179	7,376	12,087	4,230	7,437	6,967	6,775	7,159	88,848
27	1705	赤塚小学校	12,975	13,242	9,826	7,383	6,699	12,057	16,772	8,743	15,504	12,182	10,325	10,843	136,551
28	1706	小瀬小学校	5,605	5,784	4,481	3,245	3,141	3,855	5,081	2,523	4,706	3,837	4,292	5,593	52,143
29	1707	笠木小学校	5,863	5,749	4,812	4,181	3,741	4,649	5,635	2,848	5,362	4,631	4,686	5,640	57,797
30	1708	青山小学校	11,961	12,209	9,838	9,549	9,829	13,660	14,467	5,307	11,471	11,099	11,068	10,971	131,429
31	1709	真砂小学校	15,667	16,571	12,055	11,873	12,013	16,140	18,925	10,099	18,361	17,006	15,433	14,855	178,998
32	1710	五十嵐小学校	18,102	17,900	14,467	14,537	14,414	20,067	18,664	8,703	17,342	17,179	16,120	17,255	194,750
33	1711	坂井輪小学校	11,885	11,701	9,802	9,610	9,711	11,868	11,602	6,967	10,165	9,922	10,560	10,361	124,154
34	1712	坂井東小学校	13,051	12,983	10,295	10,315	10,865	15,219	16,795	5,881	12,326	11,515	11,363	11,429	142,037
35	1713	西内野小学校	17,412	17,787	13,506	12,381	13,063	16,847	16,523	8,901	14,457	14,606	13,866	14,591	173,940
36	1714	東青山小学校	18,321	17,534	13,648	10,515	9,900	14,282	20,980	10,229	16,461	11,818	13,054	16,682	173,424
37	1715	大野小学校	24,732	24,074	19,073	14,142	12,260	20,050	27,400	12,425	20,939	14,235	16,721	20,242	226,293
38	1716	黒崎南小学校	14,840	13,637	10,748	8,830	8,552	12,411	17,703	11,718	14,483	10,005	10,102	12,616	145,645
39	1717	山田小学校	18,011	18,505	13,794	12,866	12,769	19,018	22,015	7,986	17,404	13,379	15,005	15,663	186,415
40	1718	立仏小学校	10,536	10,691	9,330	8,406	8,330	11,542	11,151	5,007	9,387	9,165	8,784	9,661	111,990
41	1719	新通つばさ小学校	17,514	16,624	14,472	13,488	14,535	16,879	25,082	14,930	18,803	15,941	15,037	15,953	199,258
42	1801	岩室小学校	11,200	10,985	8,616	8,220	7,222	11,654	13,925	5,319	10,645	8,096	9,490	11,565	116,937
43	1802	和納小学校	14,941	14,598	11,204	9,382	6,295	9,919	15,881	7,474	13,093	8,251	12,090	15,502	138,630
44	1803	菅根小学校	9,727	10,372	8,231	6,784	6,418	7,403	9,661	5,527	7,874	7,203	7,451	8,033	94,684
45	1804	鎧郷小学校	9,278	8,398	8,279	7,211	6,675	11,392	15,748	8,132	10,904	8,409	10,061	9,997	114,484
46	1805	升湯小学校	7,371	7,235	5,214	4,143	3,795	4,731	6,215	2,796	5,686	4,262	5,177	6,699	63,324
47	1809	中之口東小学校	5,953	5,734	5,223	4,873	4,486	5,269	7,217	4,927	5,738	4,967	4,693	4,820	63,900
48	1810	中之口西小学校	7,350	7,632	6,192	6,181	6,413	10,722	14,510	5,769	8,986	7,950	7,513	7,301	96,519
49	1811	越前小学校	11,635	11,191	9,523	8,395	7,285	9,776	14,411	7,132	10,939	8,410	9,652	12,064	120,413
50	1812	松野尾小学校	9,146	9,184	6,531	5,280	4,468	7,876	11,644	3,771	6,408	5,083	6,172	7,787	83,350
51	1813	巻南小学校	19,306	20,061	14,230	10,182	9,619	12,816	20,319	9,738	15,411	11,463	12,692	16,311	172,148
52	1814	漆山小学校	9,788	9,705	7,336	7,069	5,946	11,179	16,397	6,942	10,062	6,376	6,672	8,111	105,583
53	1815	巻北小学校	24,970	25,225	14,950	11,389	9,596	12,888	18,829	10,616	17,644	11,757	13,922	20,446	192,232
54	4301	万代高等学校	30,631	27,079	18,365	17,442	15,886	19,428	34,103	21,602	24,204	17,454	19,660	27,693	273,547
55	4303	明鏡高等学校	25,006	23,286	16,944	19,211	19,628	20,970	29,287	16,018	22,751	19,184	21,183	23,032	256,500
56	6301	高志中等教育学校	28,842	25,383	23,821	23,504	22,183	27,133	39,946	23,767	29,294	27,048	22,557	21,441	314,919

【別紙2】新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外55校)

使用電力量および最大需要電力の実績値(令和7年1月～令和7年12月)

番号	学番	施設名	最大需要電力(kW)												最大
			令和7年 1月	令和7年 2月	令和7年 3月	令和7年 4月	令和7年 5月	令和7年 6月	令和7年 7月	令和7年 8月	令和7年 9月	令和7年 10月	令和7年 11月	令和7年 12月	
1	1501	新津第一小学校	142	133	112	79	71	125	157	156	156	68	97	124	157
2	1502	新津第二小学校	46	44	45	41	41	37	39	30	44	38	41	43	46
3	1503	新津第三小学校	66	66	56	52	43	56	60	45	51	39	47	49	66
4	1505	結小学校	86	81	71	58	54	86	99	44	97	56	71	86	99
5	1506	荻川小学校	78	73	68	64	68	74	77	73	73	71	77	73	78
6	1507	小合東小学校	33	32	33	30	24	29	22	22	25	25	30	35	35
7	1509	金津小学校	51	56	47	39	45	52	55	35	45	40	50	53	56
8	1510	阿賀小学校	123	123	107	90	80	120	143	118	143	85	107	104	143
9	1511	新関小学校	38	40	37	34	30	36	35	34	36	31	39	45	45
10	1512	小須戸小学校	111	122	99	66	33	66	85	72	90	65	71	80	122
11	1513	矢代田小学校	39	36	34	27	30	37	37	33	31	30	35	38	39
12	1601	新飯田小学校	34	40	38	36	24	38	53	33	50	29	44	43	53
13	1602	茨曾根小学校	55	69	59	49	24	46	51	24	49	43	59	64	69
14	1603	庄瀬小学校	91	88	85	56	42	41	63	70	62	43	59	76	91
15	1604	小林小学校	83	80	75	50	29	64	82	68	82	35	64	81	83
16	1605	白根小学校	73	74	68	52	40	70	79	54	66	47	57	65	79
17	1606	臼井小学校	78	78	68	72	40	78	85	33	77	42	50	60	85
18	1607	大鷲小学校	106	106	76	71	47	82	136	100	137	62	100	107	137
19	1608	根岸小学校	72	67	67	59	35	45	67	62	57	35	59	67	72
20	1609	大通小学校	82	69	61	57	44	46	61	68	64	39	57	64	82
21	1610	味方小学校	45	47	41	34	30	35	41	39	43	37	42	45	47
22	1611	月潟小学校	133	124	146	114	112	132	123	124	141	108	129	129	146
23	1701	小針小学校	95	95	88	76	74	74	89	81	84	74	90	88	95
24	1702	新通小学校	126	127	115	82	94	98	111	97	103	102	108	114	127
25	1703	内野小学校	113	115	102	95	81	99	120	111	117	82	106	108	120
26	1704	木山小学校	60	52	51	39	30	47	62	43	48	35	45	51	62
27	1705	赤塚小学校	85	85	79	56	47	79	93	33	99	58	68	89	99
28	1706	小瀬小学校	42	47	43	25	21	35	38	31	45	26	35	41	47
29	1707	笠木小学校	41	43	39	30	24	34	35	33	37	30	36	39	43
30	1708	青山小学校	73	78	68	62	57	70	79	66	82	58	69	80	82
31	1709	真砂小学校	97	101	90	77	69	87	94	84	99	72	88	96	101
32	1710	五十嵐小学校	106	116	104	83	95	104	105	95	110	105	105	115	116
33	1711	坂井輪小学校	67	66	58	48	47	58	65	58	59	56	72	59	72
34	1712	坂井東小学校	74	79	71	65	62	78	85	73	76	68	68	68	85
35	1713	西内野小学校	103	98	95	74	61	76	83	83	81	71	80	91	103
36	1714	東青山小学校	115	117	104	66	57	102	127	104	124	66	87	109	127
37	1715	大野小学校	149	145	119	85	72	135	152	140	138	80	117	123	152
38	1716	黒崎南小学校	94	94	77	57	49	70	85	79	81	49	63	76	94
39	1717	山田小学校	110	110	92	77	87	109	120	110	118	60	94	95	120
40	1718	立仏小学校	58	55	52	47	49	60	58	39	49	51	46	52	60
41	1719	新通つばさ小学校	74	72	69	60	54	67	71	65	69	58	65	69	74
42	1801	岩室小学校	66	63	69	62	50	63	76	37	63	57	63	71	76
43	1802	和納小学校	111	99	93	77	52	79	117	89	106	72	115	118	118
44	1803	菅根小学校	55	59	51	44	42	49	64	41	51	46	48	50	64
45	1804	鏝郷小学校	46	47	45	39	35	63	85	72	77	53	60	64	85
46	1805	升潟小学校	57	52	46	39	24	35	48	46	45	26	49	49	57
47	1809	中之口東小学校	29	31	28	27	20	30	35	30	38	26	25	25	38
48	1810	中之口西小学校	40	40	39	37	39	53	67	43	56	39	43	42	67
49	1811	越前小学校	75	74	75	56	34	58	74	68	69	44	59	61	75
50	1812	松野尾小学校	65	65	60	43	27	55	74	50	61	35	52	62	74
51	1813	巻南小学校	130	119	112	89	46	95	109	100	104	55	95	111	130
52	1814	漆山小学校	64	69	59	50	47	68	87	72	83	34	37	56	87
53	1815	巻北小学校	195	188	159	103	68	91	140	144	143	66	127	158	195
54	4301	万代高等学校	161	170	135	86	84	117	180	151	152	72	120	145	180
55	4303	明鏡高等学校	120	108	96	79	70	102	126	123	119	120	118	106	126
56	6301	高志中等教育学校	136	132	130	115	102	154	209	163	203	114	96	89	209



【別紙3】新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外55校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
				※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
				令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月	令和9年4月	令和9年5月	令和9年6月			
1	1501	新津第一小学校	157	23,000	10,400	18,000	12,500	14,100	16,900	20,500	18,700	14,700	12,100	10,400	15,800	187,100	51,400	135,700
2	1502	新津第二小学校	46	7,700	5,000	8,000	8,600	8,600	8,900	9,600	9,400	7,400	7,300	7,000	7,600	95,100	20,700	74,400
3	1503	新津第三小学校	66	11,900	5,700	10,200	9,500	9,900	10,100	11,900	10,600	10,300	9,900	9,600	12,800	122,400	27,800	94,600
4	1505	結小学校	99	15,300	5,000	12,300	10,700	10,800	12,600	13,500	12,600	9,700	9,000	9,400	14,200	135,100	32,600	102,500
5	1506	荻川小学校	78	15,600	7,300	14,200	14,100	13,800	14,300	14,300	13,100	11,500	11,800	12,500	16,400	158,900	37,100	121,800
6	1507	小合東小学校	35	6,300	3,200	4,700	4,700	4,700	6,100	5,900	5,500	5,500	5,300	4,300	6,500	62,700	14,200	48,500
7	1509	金津小学校	56	9,800	4,600	7,000	7,300	7,600	8,600	8,700	8,000	7,000	6,400	6,000	9,300	90,300	21,400	68,900
8	1510	阿賀小学校	143	22,600	10,700	19,000	15,300	16,000	18,500	20,400	19,400	14,900	13,900	13,700	18,100	202,500	52,300	150,200
9	1511	新関小学校	45	10,100	7,300	6,400	6,600	7,300	7,300	7,300	6,900	6,700	5,900	5,800	8,800	86,400	23,800	62,600
10	1512	小須戸小学校	122	12,800	7,600	10,600	7,400	8,800	9,600	12,700	11,800	11,700	7,800	6,500	8,400	115,700	31,000	84,700
11	1513	矢代田小学校	39	8,900	3,900	5,700	5,500	5,400	5,900	6,200	5,900	5,700	5,000	5,200	8,400	71,700	18,500	53,200
12	1601	新飯田小学校	53	9,200	3,200	6,000	4,000	4,700	5,700	5,400	5,300	5,100	4,400	3,600	6,600	63,200	18,400	44,800
13	1602	茨曾根小学校	69	10,600	3,500	6,500	5,300	7,500	8,300	8,300	8,200	7,600	5,800	4,400	8,900	84,900	20,600	64,300
14	1603	庄瀬小学校	91	11,300	5,500	7,800	6,800	8,400	10,100	12,800	11,800	9,600	7,500	6,300	8,100	106,000	24,600	81,400
15	1604	小林小学校	83	13,100	7,100	9,600	6,300	8,500	11,700	13,500	12,000	9,200	7,100	5,700	7,500	111,300	29,800	81,500
16	1605	白根小学校	79	17,400	7,800	11,700	9,900	10,600	12,300	14,600	12,400	12,100	9,800	8,400	15,100	142,100	36,900	105,200
17	1606	臼井小学校	85	15,600	6,300	11,500	8,500	8,700	10,500	11,700	11,300	10,800	9,100	7,700	12,200	123,900	33,400	90,500
18	1607	大鷲小学校	137	18,900	8,100	13,700	9,100	11,900	13,600	15,100	12,800	11,000	10,100	7,500	12,700	144,500	40,700	103,800
19	1608	根岸小学校	72	12,400	3,900	7,900	6,900	8,200	9,900	10,400	9,700	7,600	6,500	6,000	10,100	99,500	24,200	75,300
20	1609	大通小学校	82	11,800	5,700	9,700	8,600	9,400	10,500	10,700	8,900	9,300	8,600	8,400	11,400	113,000	27,200	85,800
21	1610	味方小学校	47	8,500	6,300	8,900	8,400	8,500	9,200	10,000	9,300	7,200	7,300	7,500	8,100	99,200	23,700	75,500
22	1611	月潟小学校	146	20,600	9,200	16,300	15,200	15,000	15,000	15,600	15,300	14,000	14,200	14,100	18,800	183,300	46,100	137,200
23	1701	小針小学校	95	18,500	9,600	16,600	15,800	15,900	16,600	17,600	16,500	15,000	14,400	12,800	16,900	186,200	44,700	141,500
24	1702	新通小学校	127	19,300	8,800	15,800	15,100	16,100	16,700	18,200	17,700	15,300	14,200	13,700	17,500	188,400	43,900	144,500
25	1703	内野小学校	120	23,700	16,300	21,300	19,500	20,100	21,900	24,300	22,800	20,500	17,500	17,500	19,900	245,300	61,300	184,000
26	1704	木山小学校	62	12,000	4,200	7,400	6,900	6,700	7,100	8,800	8,300	6,800	6,300	6,100	7,300	87,900	23,600	64,300
27	1705	赤塚小学校	99	16,700	8,700	15,500	12,100	10,300	10,800	11,600	12,000	9,800	7,300	6,600	12,000	133,400	40,900	92,500
28	1706	小瀬小学校	47	5,000	2,500	4,700	3,800	4,200	5,500	6,000	6,100	4,400	3,200	3,100	3,800	52,300	12,200	40,100
29	1707	笠木小学校	43	5,600	2,800	5,300	4,600	4,600	5,600	6,800	6,500	4,800	4,100	3,700	4,600	59,000	13,700	45,300
30	1708	青山小学校	82	14,400	5,300	11,400	11,000	11,000	10,900	11,900	11,700	9,800	9,500	9,800	13,600	130,300	31,100	99,200

【別紙3】新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外55校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
				※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
				令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月	令和9年4月	令和9年5月	令和9年6月			
31	1709	真砂小学校	101	18,900	10,000	18,300	17,000	15,400	14,800	15,900	15,800	12,000	11,800	12,000	16,100	178,000	47,200	130,800
32	1710	五十嵐小学校	116	18,600	8,700	17,300	17,100	16,100	17,200	19,100	17,900	14,400	14,500	14,400	20,000	195,300	44,600	150,700
33	1711	坂井輪小学校	72	11,600	6,900	10,100	9,900	10,500	10,300	11,100	11,400	9,800	9,600	9,700	11,800	122,700	28,600	94,100
34	1712	坂井東小学校	85	16,700	5,800	12,300	11,500	11,300	11,400	12,400	12,500	10,200	10,300	10,800	15,200	140,400	34,800	105,600
35	1713	西内野小学校	103	16,500	8,900	14,400	14,600	13,800	14,500	16,600	16,200	13,500	12,300	13,000	16,800	171,100	39,800	131,300
36	1714	東青山小学校	127	20,900	10,200	16,400	11,800	13,000	16,600	21,000	18,600	13,600	10,500	9,900	14,200	176,700	47,500	129,200
37	1715	大野小学校	152	27,400	12,400	20,900	14,200	16,700	20,200	22,600	21,600	19,000	14,100	12,200	20,000	221,300	60,700	160,600
38	1716	黒崎南小学校	94	17,700	11,700	14,400	10,000	10,100	12,600	15,100	13,300	10,700	8,800	8,500	12,400	145,300	43,800	101,500
39	1717	山田小学校	120	22,000	7,900	17,400	13,300	15,000	15,600	17,900	13,600	13,700	12,800	12,700	19,000	180,900	47,300	133,600
40	1718	立仏小学校	60	11,100	5,000	9,300	9,100	8,700	9,600	10,700	10,100	9,300	8,400	8,300	11,500	111,100	25,400	85,700
41	1719	新通つばさ小学校	74	25,000	14,900	18,800	15,900	15,000	15,900	17,500	16,600	14,400	13,400	14,500	16,800	198,700	58,700	140,000
42	1801	岩室小学校	76	13,900	5,300	10,600	8,000	9,400	11,500	11,800	11,400	8,600	8,200	7,200	11,600	117,500	29,800	87,700
43	1802	和納小学校	118	15,800	7,400	13,000	8,200	12,000	15,500	17,800	17,000	11,200	9,300	6,200	9,900	143,300	36,200	107,100
44	1803	曾根小学校	64	9,600	5,500	7,800	7,200	7,400	8,000	8,600	9,100	8,200	6,700	6,400	7,400	91,900	22,900	69,000
45	1804	鎧郷小学校	85	15,700	8,100	10,900	8,400	10,000	9,900	9,200	8,200	8,200	7,200	6,600	11,300	113,700	34,700	79,000
46	1805	升潟小学校	57	6,200	2,700	5,600	4,200	5,100	6,600	7,700	7,300	5,200	4,100	3,700	4,700	63,100	14,500	48,600
47	1809	中之口東小学校	38	7,200	4,900	5,700	4,900	4,600	4,800	5,800	5,400	5,200	4,800	4,400	5,200	62,900	17,800	45,100
48	1810	中之口西小学校	67	14,500	5,700	8,900	7,900	7,500	7,300	7,900	8,500	6,100	6,100	6,400	10,700	97,500	29,100	68,400
49	1811	越前小学校	75	14,400	7,100	10,900	8,400	9,600	12,000	13,300	11,900	9,500	8,300	7,200	9,700	122,300	32,400	89,900
50	1812	松野尾小学校	74	11,600	3,700	6,400	5,000	6,100	7,700	10,600	9,400	6,500	5,200	4,400	7,800	84,400	21,700	62,700
51	1813	巻南小学校	130	20,300	9,700	15,400	11,400	12,600	16,300	19,600	17,900	14,200	10,100	9,600	12,800	169,900	45,400	124,500
52	1814	漆山小学校	87	16,300	6,900	10,000	6,300	6,600	8,100	10,600	9,100	7,300	7,000	5,900	11,100	105,200	33,200	72,000
53	1815	巻北小学校	195	18,800	10,600	17,600	11,700	13,900	20,400	28,900	24,100	14,900	11,300	9,500	12,800	194,500	47,000	147,500
54	4301	万代高等学校	180	34,000	21,000	24,000	17,000	19,000	27,000	33,000	26,000	18,000	17,000	15,000	19,000	270,000	79,000	191,000
55	4303	明鏡高等学校	126	29,000	16,000	22,000	19,000	21,000	23,000	20,000	18,000	16,000	19,000	19,000	20,000	242,000	67,000	175,000
56	6301	高志中等教育学校	209	39,000	23,000	29,000	27,000	22,000	21,000	22,000	19,000	23,000	23,000	22,000	27,000	297,000	91,000	206,000
合計			5,190	881,300	435,500	691,100	579,000	609,700	688,500	771,000	710,400	597,700	535,100	502,800	696,200	7,698,300	2,007,900	5,690,400

## 電力供給契約書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校外 5 5 校）」について次のとおり契約を締結する。

- 1 契約件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外 5 5 校）
- 2 契約期間 令和 8 年 7 月 1 日 午前 0 時から 令和 9 年 6 月 3 0 日 午後 1 2 時まで
- 3 供給場所 別表のとおり
- 4 供給内容 別紙仕様書のとおり

5 契約単価

基本料金単価（円／kW）	円
夏季電力量料金単価（円／kWh）	円
その他季電力量料金単価（円／kWh）	円

※上記において、「夏季」とは 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、「その他季」は夏季以外の期間とする。

※上記の各単価には、消費税及び地方消費税を含む。

- 6 契約保証金 新潟市契約規則第 3 3 条及び第 3 4 条の規定による。
- 7 特約条項 別紙「電力供給契約条項」のとおり
- 8 その他 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1  
新潟市  
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 住所  
氏名 印

## (別表) 供給場所

番号	学校名	所在地	備考
1	新津第一小学校	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号	
2	新津第二小学校	新潟市秋葉区新町2丁目3番3号	
3	新津第三小学校	新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地	
4	結小学校	新潟市秋葉区結132番地	
5	荻川小学校	新潟市秋葉区車場922番地1	
6	小合東小学校	新潟市秋葉区小戸上組234番地	
7	金津小学校	新潟市秋葉区古津88番地	
8	阿賀小学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目1325番地	
9	新関小学校	新潟市秋葉区下新766番地	
10	小須戸小学校	新潟市秋葉区横川浜541番地1	
11	矢代田小学校	新潟市秋葉区矢代田5596番地	
12	新飯田小学校	新潟市南区新飯田1791番地	
13	茨曾根小学校	新潟市南区茨曾根1432番地1	
14	庄瀬小学校	新潟市南区菱潟新田193番地	
15	小林小学校	新潟市南区浦梨215番地1	
16	白根小学校	新潟市南区白根1407番地	
17	臼井小学校	新潟市南区臼井4483番地	
18	大鷲小学校	新潟市南区東笠巻1202番地	
19	根岸小学校	新潟市南区山崎興野2288番地	
20	大通小学校	新潟市南区大通南5丁目5426番地	
21	味方小学校	新潟市南区吉江370番地	
22	月潟小学校	新潟市南区月潟1410番地	
23	小針小学校	新潟市西区小針2丁目36番1号	
24	新通小学校	新潟市西区坂井東6丁目18番1号	
25	内野小学校	新潟市西区内野山手2丁目18番36号	
26	木山小学校	新潟市西区谷内1886番地	
27	赤塚小学校	新潟市西区赤塚4478番地	
28	小瀬小学校	新潟市西区小瀬637番地	
29	笠木小学校	新潟市西区笠木1695番地	
30	青山小学校	新潟市西区西有明町4番1号	
31	真砂小学校	新潟市西区真砂3丁目24番1号	
32	五十嵐小学校	新潟市西区寺尾西4丁目23番1号	
33	坂井輪小学校	新潟市西区坂井東1丁目2番1号	
34	坂井東小学校	新潟市西区坂井東5丁目17番1号	
35	西内野小学校	新潟市西区内野上新町308番地1	
36	東青山小学校	新潟市西区青山261番地1	
37	大野小学校	新潟市西区大野町3140番地乙	
38	黒埼南小学校	新潟市西区木場911番地1	
39	山田小学校	新潟市西区山田2781番地2	
40	立仏小学校	新潟市西区立仏950番地	
41	新通つばさ小学校	新潟市西区大野137番地	
42	岩室小学校	新潟市西蒲区西長島510番地	
43	和納小学校	新潟市西蒲区和納1212番地	
44	曾根小学校	新潟市西蒲区曾根750番地	
45	鎧郷小学校	新潟市西蒲区天竺堂412番地4	
46	升潟小学校	新潟市西蒲区升潟2179番地	
47	中之口東小学校	新潟市西蒲区小吉1100番地	
48	中之口西小学校	新潟市西蒲区打越甲244番地	

49	越前小学校	新潟市西蒲区越前浜4670番地	
50	松野尾小学校	新潟市西蒲区松野尾690番地	
51	卷南小学校	新潟市西蒲区堀山新田1301番地	
52	漆山小学校	新潟市西蒲区馬堀4515番地	
53	卷北小学校	新潟市西蒲区竹野町163番地	
54	万代高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号	
55	明鏡高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号	
56	高志中等教育学校	新潟市中央区高志1丁目15番1号	

## 電力供給契約条項

### (目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲に対して甲が指定する施設で使用する電力を安定的に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

### (契約保証金)

第2条 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

### (使用電力量の増減)

第4条 甲の使用電力量は、仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

### (契約電力)

第5条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

### (計量及び検査)

第6条 乙は原則として毎月1日に使用電力量を算定し、速やかに甲に報告して甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

### (電気料金の算定)

第7条 電気の使用に対する代金(以下「電気料金」とする。)の算定は、一月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量により行うものとする。

### (電気料金の支払)

第8条 乙は、第6条に定められた検査に合格後、速やかに適法な請求書をもって各月毎に料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第5条に定める契約電力に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額とする。)と当該月における使用電力量に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、燃料費等調整額を行う場合は、燃料費等調整額を加え、又は差し引いて得た額とする。)に割引を合算した額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。)とする。

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。ただし、支払日による早収・遅収等の定めがある場合は、乙が定める電気供給条件等に基づき協議のうえ決定する。

### (契約の変更)

第9条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、甲乙協議のうえ、本契約の一部または全部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要がある時は、書面により定めるものとする。

### (燃料費等調整額等)

第10条 燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該区域の旧一般電気事業者が一般需要家に適用する単価をもって算出するものとする。

### (損害賠償の負担)

第11条 乙は、自己の責により電力供給の停止等のため甲に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)

を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をする時は、乙は、甲に協力するものとする。
- 3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(乙の責による契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
  - (2) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めた場合
  - (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
  - (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
  - (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
  - (6) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
  - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
  - (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
  - (10) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
  - (11) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
  - (12) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該処分取消しの訴えが提起されたときを除く。)
  - (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の処分の取り消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
  - (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(解除に伴う措置)

第14条 甲が第12条第1項及び第13条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定数量を基にして、第10条第2項

の規定により計算して得た額の100分の10に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

#### (賠償額の予定)

第15条 乙は、この契約に関して第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額(入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額)の100分の20に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この業務が完了した後も同様とする。

(1) 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第13条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

#### (契約義務の未履行による損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

#### (天災による履行不能)

第17条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかったと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定める。

#### (危険負担)

第18条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

#### (秘密の厳守)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

#### (個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

#### (法令の遵守)

第22条 この契約の履行に関して、甲乙は関係法令を遵守するものとする。なお、乙は関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第23条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。